|  |  |
| --- | --- |
| ＜別冊A＞ | 別紙２ |

協定書

　　東京都立光明学園校長（以下、「甲」という。）は、株式会社　　　　（以下、「乙」という。）との間において、東京都立光明学園校舎内に自動販売機を設置するにあたり、負担すべき光熱水費を下記のとおり協定し、本書を２通作成し、甲乙記名捺印の上各々１通を保有する。

記

　1　負担期間

　　令和７年４月１日から令和10年３月31日まで

　2　納入金額(子メーターがある場合)

　　(1)　電気

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 使用財産の月額  電気料金 | ＝ | 親メーターによって  計算された月額電気料金 | × |  |

　3　納入方法

　　乙は、甲の指定する方法で、指定する期日までに納付する。

　4　その他

　　乙が、使用料を納付期限までに納入せず、かつ、期限を指定した督促を受けたときは、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該使用料の金額(百円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。)につき年14.6パーセント(督促状に指定する期間までの日数については、年7.3パーセント)の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。この場合において年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。

　5　当分の間、前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合と、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

　　　　令和　　年　　月　　日

（甲）　東京都立光明学園校長　　　　　　　　　　(印)

（乙）　申請者　　　　　　　　　　　　　　(印)